市民の声（8 月分）

意見 8	H28.8.2 袖ケ浦駅海側整理組合について 　なぜ市役所主導で開発整備をしなかったのでしょうか。 　例の土地の件や総会すらまともに開催できないご老人達にこんな大事な事業を任せないでください。 　先日もゴミ捨て場の件で問い合わせしたところまったく機能しておらず困っています。 　区画整理地区なのになぜあらかじめゴミ捨て場が無いのか聞いたところ計画の時点で入れるのを忘れていたと言う最悪の回答をいただきました。 　そしてゴミ捨て場は申請されればいくらでも作るそうです。 　きれいに整理して等間隔にしてはいかがかと言ったところで自治会がないのでできませんと 　さらに自治会を作ってくれと言っても作りません。 　はっきり言って杜撰ってレベルじゃないです。 新居が楽しみで引っ越して来たのに残念でしかたありません。
回答	H28.8.30　担当課　都市整備課、廃棄物対策課、市民活動支援課 始めに、なぜ市役所主導で開発整備をしなかったのでしょうかとの質問でございますが、袖ケ浦駅北口は、現在、組合施行による土地区画整理事業でまちづくりが進められております。当初は市施行の土地区画整理事業が計画されておりましたが、平成 17 年 10 月 23 日に「市が施行主体となって行う袖ケ浦駅北側地区整備事業について市民の賛否を問う住民投票」により計画通り推進することに反対する市民の意思が賛成票を上回ったことから、市による施行を断念いたしました。その後、市民検討委員会の提言を受け、地権者による組合施行の土地区画整理事業として、平成 23 年 5 月 20 日に袖ケ浦駅海側土地区画整理組合が設立認可され、平成 29 年度の事業完了を目指し現在事業が進められているところです。 　また、ご指摘のありました役員の人選につきましては、土地区画整理法及び組合で定めた定款に基づき、地権者の中から総会で選出されています。 　次に、ごみ集積所についてですが、組合は地区内の土地利用開始に併せて土地所有者の皆様に対し、袖ケ浦駅海側地区使用収益開始ガイドブックを配布しており、その中の生活インフォーメーション「ごみ集積所について」のコーナーで、ごみ集積所の設置については、本市廃棄物対策課と協議するよう案内しております。 　また、ごみ集積所の新規設置の申請は通常自治会を通して本市廃棄物対策課に申請されるものですが、袖ケ浦駅海側地区については、現在、自治会が設立されておりませんので、組合が申請人となってごみ集積所を設置しております。 　今回ご要望のありましたごみ集積所の移設等については、＊＊様より本市廃棄物対策課にご相談頂きますようお願いいたします。 　最後に、自治会についてですが、現在、本地区を区域とする自治会は設立されておりませんが、新しい街の形成により、新たな地域コミュニティが必要になるものと認識しております。 　市では、新たに自治会を組織する場合には、その活動や活動拠点の確保等について可能な限りの支援を行っておりますが、こうした新たな地域コミュニティの形成には、地域住民の皆様の意識の高揚が基本にあると考えております。

	このため、今後、地域住民の皆様の意見や意向を確認しながら、早期の地域コミュニティの形成に向けて、支援や助言等を行ってまいりますのでご理解ください。 また、土地区画整理事業につきましても、引き続き組合への指導及び助言を行い、組合運営を援助してまいりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。 この度は、貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。
意見 9	H28.8.25 市のいろいろな会議でも言っているのですが、袖ケ浦市は市民活動に対する支援など、多くの施策があって若い人が住みやすいと評価しており結構なことと思います。 しかしながら、いくつかの委員会などに参加して感じることは、メンバーが固定化されていることです。関心のある人はいろいろな問題に関心を持つが無関心な人は全くの無関心で、大部分が無関心（自分に直接関係すること以外は）のように感じます。市主催の各種説明会、パブコメを見ても参加者、投稿者は極めて少なく、市がアリバイ作りをしていると感じてしまいます。私たち市民が悪いのですが。多分、どこのまちも同じことで解決策はないのかも知れませんが、参加意識を高めるためにはどうしたらいいかを是非議論していただければもっともっと活気のある良いまちになると思いますが如何でしょうか？
回答	H28.9.15　担当課　企画課、総務課、秘書広報課 この度、ご提言いただきました内容についてお答えいたします。 まず、委員会のメンバーが固定化されているのではないかとのことですが、市といたしましても、市政に関心を持っていただけるよう情報発信に努めるとともに、年代や性別を問わず、多くの市民の皆さまのご意見を伺いたいと考えております。 そこで市では、より多く、より広く市民の皆さまの声を取り入れられるよう、常設の委員会等については、同一委員による長期の任期重複を避け、公募委員については原則１期までとし、他にも委員会の掛け持ちやわたりにも留意しております。更に女性の参画にも取り組み、いまでは全体の３割を超えるようになっております。 また、市の施策の実施にあたっても、市民の皆さまの声を反映する仕組みを取り入れております。具体的に申し上げますと、地域福祉計画の策定では、各種団体から委員を広範囲に募り、市内６地区においてワークショップ形式により地域の実状や課題についてご意見をいただき、反映することができました。福祉関係以外においても、協働のまちづくり、市庁舎の改修、市の景観や空き家対策等、様々な分野での条例や計画の策定にあたっても、市民の皆さまのご意見やご提言を反映する機会を同様に設けております。 このように、市民参画の推進に向けた取り組みを実施しているところですが、今後も更に工夫を進め、参加の提供機会の拡充や委員会の活性化に取り組んでまいります。 続いて、市民の参加意識を高めるための取組みについてですが、現在、本市の総合計画において、「自立と協働」をまちづくりの基本理念に掲げ、市民が生きがいを持って自主的に活動し、様々な分野で行政と市民とが協働する活気に溢れた賑わいのある都市をめざし、様々な取組みを進めているところでございます。 こうした取組みを効果的に進めていくためには、＊＊様のご指摘にもあるように、多くの市民の皆さまに市政への参加意識を持っていただき、まちづくりに加わってもらうことが必要であると考えております。

	そのため、市では、「市長とのふれあいトーク」や「予算説明会」、ホームページの「市政の見える化特設サイト」などを始めとして、地域における説明会やパブリックコメント手続きなどを推進し、市政について知っていただき、理解を深め、そして、市政へ参加していただくための取組みを進めているところです。「市長とのふれあいトーク」や「予算説明会」などは、少しずつ認知度も上がり、参加者は年々増加傾向にあります。 しかし、ご指摘のとおり、まだこうした取組みについて市民の皆さまに十分に浸透しているとは言えない状況であります。 現在、広報紙や市ホームページなどを活用し、パブリックコメントの募集や説明会実施のお知らせ等を行っているところですが、今後は、より効果的にお知らせが皆さまにお届けできるよう、内容の充実はもちろんですが、周知や実施手法などについて検討を行ってまいります。 さらに現在、地域の課題に市民と行政が協働して対応する協働のまちづくりを推進する仕組みや、地域のまちづくりが地域の住民の意向に基づいて行われる住民自治の推進などを図るための「(仮称) 袖ケ浦市協働のまちづくり推進条例」の制定作業を進めているところであり、これとともに、(仮称) まちづくり協議会の組織化などにも取り組んでいるところであります。 こうした取り組みを進めていくには、地域におけるまちづくりのリーダーとも言える方々を中心として活動を進めてもらうことが必要でございますので、そのような方々を探す・育てていくことも必要であると考えております。 このように様々な取組みを進めていく中で、徐々にではございますが、市民の皆さまの市政への参加意識も高まってきているものと考えております。 今後もより多くの皆さまに市政に参加していただけるよう取り組んでまいりますので、ご協力くださいますようよろしくお願いいたします。 なお、平成31年度には、現在の総合計画が目標年次を迎えることから、新たなまちづくりの指針が必要となりますが、その際には、様々な方法により市民の皆さまからの意見をお伺いするなど、計画の策定に参画していただく必要もございますので、今後、そうした手法についても検討していく予定です。 この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。
意見10	H28.8.30 空き地の管理について 現在、自宅の横の空き地(300坪程)の土地が空き地になっており、その空き地の管理が全くなされていません。 その対応についてです。 1 現在の空き地の状況 (1)雑草は2mを超え、家の敷地内に侵入してます。 (2)害虫・悪臭があり、精神的ストレスが大です。 (3)冬は枯れ草となるため火災の危険があります。 (4)雑草がU字溝の中にまで侵入し、水詰まりの可能性があります。 (5)その空き地全体が森の様であり、景観が著しく損なわれています。 以上のことを年間5回以上、市の環境管理課へ相談し、土地所有者へ指導をしていた

	だいております。 　また、土地所有者と直接話し合うのはトラブル発生のリスクが高いと思うので難しいです。 2 市役所指導に対する土地所有者の対応 　当該空き地の管理はなされていません。 　2年程前から空き地の管理はされていません。 3 質問・意見 (1)現在、環境管理課へ依頼しているところではありますが空き地の管理に関して指導のみしかできないのでしょうか？ (2)管理されていない空き地の周りの住人は泣き寝入りするしかないのでしょうか？ (3)空き地管理をされていない土地所有者に対しての罰則がある市町村も多く存在していますが袖ヶ浦市は罰則は設けないのでしょうか？ 　また、設けないのであればそれはなぜでしょうか？ (4)空き家等に関する特措法も出たので空き地は空き家等には該当しないということですがこれをいい機会と捉え、空き地の管理について条例を厳しくする等、どうかご検討ください。 　以上、よろしくお願い致します。
回答	H28.9.21　担当課　環境管理課 　日頃より、袖ケ浦市行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。 　この度のご質問、ご提案についてお答えします。 　市内の空地等の雑草につきましては、まちをきれいにする条例により、土地の所有者が自主管理することが原則であり、雑草地の所有者には、状況を説明し、草刈りをする等の適正な管理をするよう市から要請しております。 　空地等の適正管理を行っていない土地所有者に対し、罰則を設けては、とのご意見でございますが、個人の財産管理に対し罰を科すことや強制することは難しいことから、本市では、新たに罰則を設けるよりも、土地所有者に適正な管理をするよう要請することを更に強化してまいります。 　具体的には、改善が見られない場合には、再度の文書の送付や、状況により電話連絡や直接訪問するなどの対応をしてまいりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。